

頁	修正後	頁	備考
	<p>西脇市地域防災計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>1章 第1章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>1節 第1節 組織体制の整備</p> <p>第3 第3 其他</p> <p>33頁 <u>市（暮らし安心部）は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。</u></p> <p>1章 第2節 研修、訓練</p> <p>2節 第2 防災訓練</p> <p>第2 2 個別防災訓練</p> <p>2 (4) <u>その他の個別訓練</u></p> <p>35頁 ① <u>災害ボランティアの受入訓練</u></p> <p>② <u>災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練</u></p> <p>③ <u>災害時要援護者への情報伝達、避難誘導訓練</u></p> <p>④ <u>帰宅困難者への対応訓練</u></p> <p>⑤ <u>広域避難訓練 等</u></p> <p>1章 第3節 広域防災体制の確立</p> <p>3節 3 応援・受援体制の整備</p> <p>3 市（総務部・暮らし安心部）は、関西広域連合が作成した「関西広域 37頁 応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライ ン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援 マニュアルを事前に作成しておくこととする。 <u>なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着 用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れに当たっ ては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルス などの感染症対策に配慮することとする。</u></p>	<p>西脇市地域防災計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>1章 第1章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>1節 第1節 組織体制の整備</p> <p>第3 (新設)</p> <p>33頁</p> <p>1章 第2節 研修、訓練</p> <p>2節 第2 防災訓練</p> <p>第2 2 個別防災訓練</p> <p>2 (新設)</p> <p>35頁</p> <p>1章 第3節 広域防災体制の確立</p> <p>3節 3 応援・受援体制の整備</p> <p>3 市（総務部・暮らし安心部）は、関西広域連合が作成した「関西広域 37頁 応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライ ン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援 マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 3節 37頁	<p><u>4 広域避難・広域一時滞在の体制の整備</u></p> <p><u>(1) 市（くらし安心部）は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</u></p> <p><u>(2) 市（くらし安心部）は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努めることとする。</u></p> <p><u>(3) 市（くらし安心部）は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討するものとする。</u></p>	1章 3節 37頁	(新設)	

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
1章 5節 第1 40頁	<p>第5節 情報収集・伝達体制の強化 第1 防災行政無線の整備・運用 市（くらし安心部）は、災害情報の伝達等を正確に行うべく、戸別受信機の一般家庭への普及（無償貸与）及び事業所への普及（有償）を進める。</p> <p><u>また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。</u></p> <p>また、職員に対し防災行政無線の使用方法的の周知を図る。</p> <p>■防災行政無線（同報系）の整備状況（<u>令和3年7月現在</u>）</p> <table border="1" data-bbox="181 608 1088 740"> <thead> <tr> <th>(削る)</th> <th>(削る)</th> <th>屋外拡声子局数</th> <th>戸別受信機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td><u>47</u></td> <td>全戸配布</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> </tbody> </table>	(削る)	(削る)	屋外拡声子局数	戸別受信機	(削る)	(削る)	<u>47</u>	全戸配布	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	1章 5節 第1 40頁	<p>第5節 情報収集・伝達体制の強化 第1 防災行政無線の整備・運用 市（くらし安心部）は、災害情報の伝達等を正確に行うべく、戸別受信機の一般家庭への普及（無償貸与）及び事業所への普及（有償）を進める。</p> <hr/> <p>また、職員に対し防災行政無線の使用方法的の周知を図る。</p> <p>■防災行政無線（同報系）の整備状況（<u>平成25年4月現在</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1205 608 2112 740"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>開局年月日</th> <th>屋外拡声子局数</th> <th>戸別受信機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧西脇市</td> <td>平成19年 9月</td> <td><u>31</u></td> <td>全戸配布</td> </tr> <tr> <td>旧黒田庄町</td> <td>平成19年12月</td> <td><u>8</u></td> <td>全戸配布</td> </tr> </tbody> </table>	地域	開局年月日	屋外拡声子局数	戸別受信機	旧西脇市	平成19年 9月	<u>31</u>	全戸配布	旧黒田庄町	平成19年12月	<u>8</u>	全戸配布	
(削る)	(削る)	屋外拡声子局数	戸別受信機																									
(削る)	(削る)	<u>47</u>	全戸配布																									
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)																									
地域	開局年月日	屋外拡声子局数	戸別受信機																									
旧西脇市	平成19年 9月	<u>31</u>	全戸配布																									
旧黒田庄町	平成19年12月	<u>8</u>	全戸配布																									
1章 5節 第3 40頁	<p>第3 災害時非常通信体制の充実強化 市（くらし安心部）及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通話を利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実<u>及び訓練等による実効性の確保</u>に協力する。</p>	1章 5節 第3 40頁	<p>第3 災害時非常通信体制の充実強化 市（くらし安心部）及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通話を利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実 _____ に協力する。</p>																									

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 8節 第1 46頁	<p>第8節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県や県下市町と情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p><u>(5) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p>	1章 8節 第1 46頁	<p>第8節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

頁	修正後	頁	現行	備考
1章 8節 第2 1 47頁	<p>第2 食料 1 備蓄、調達 (1)～(2) (略) (3) 品目 現物備蓄及び流通備蓄により次の品目を確保する。なお、高齢者、<u>妊産婦</u>、乳幼児、<u>食事制限のある者等</u>への配慮を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 炊き出し用米穀、<u>弁当</u>、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 ②～③ (略) ④ <u>粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u> ⑤ 食器類、燃料類、調理器具等 	1章 8節 第2 1 47頁	<p>第2 食料 1 備蓄、調達 (1)～(2) (略) (3) 品目 現物備蓄及び流通備蓄により次の品目を確保する。なお、高齢者<u>や</u>乳幼児への配慮を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 炊き出し用米穀、_____乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 ②～③ (略) (新設) ④ 食器類、燃料類、調理器具等 	
1章 8節 第3 1 48頁	<p>第3 生活必需物資 1 備蓄、調達 (1)～(2) (略) (3) 品目 ①～④ (略) ⑤ 日用品・・・・・・トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、<u>仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ</u> ⑥ (略)</p>	1章 8節 第3 1 48頁	<p>第3 生活必需物資 1 備蓄、調達 (1)～(2) (略) (3) 品目 ①～④ (略) ⑤ 日用品・・・・・・トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ _____ ⑥ (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																																										
1章 8節 48頁	<p>第4 (略)</p> <p>第5 衛生物資</p> <p><u>市(くらし安心部)は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、災害時要援護者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>1 感染症対策用衛生物資等</u> <u>消毒液(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)、マスク、ゴム手袋(ディスポーザブル)、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど</u></p> <p><u>2 健康管理用資材等</u> <u>非接触体温計など</u></p> <p><u>3 運営スタッフ防護用物資等</u> <u>マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガードなど</u></p> <p><u>4 避難所運営用資材等</u> <u>間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、受付用パーティション、換気設備、除菌・減菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など</u></p>	1章 8節 48頁	<p>第4 (略)</p> <p>(新設)</p>																																											
1章 9節 50頁	<p>第9節 火災予防対策の推進</p> <p>第2 消防力の強化</p> <p>■消防力の現況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="248 1034 1061 1433"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇市内のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署3、出張所7</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>51台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>223人</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td colspan="2">875人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td colspan="2">55台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ	消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1	消防車両数	51台	10台	職員数	223人	45人	西脇市消防団			消防団員数	875人		車両数	55台		1章 9節 50頁	<p>第9節 火災予防対策の推進</p> <p>第2 消防力の強化</p> <p>■消防力の現況 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1272 1034 2085 1433"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇市内のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署3、出張所7</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>52台</td> <td>12台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>218人</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td colspan="2">914人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td colspan="2">56台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ	消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1	消防車両数	52台	12台	職員数	218人	45人	西脇市消防団			消防団員数	914人		車両数	56台		
項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ																																												
消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1																																												
消防車両数	51台	10台																																												
職員数	223人	45人																																												
西脇市消防団																																														
消防団員数	875人																																													
車両数	55台																																													
項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ																																												
消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1																																												
消防車両数	52台	12台																																												
職員数	218人	45人																																												
西脇市消防団																																														
消防団員数	914人																																													
車両数	56台																																													

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 13節 第1 56頁	<p>第13節 避難対策の充実</p> <p>第1 避難所の指定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるように、平常時から市（くらし安心部）・加東健康福祉事務所が連携することとする。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。</u></p>	1章 13節 第1 56頁	<p>第13節 避難対策の充実</p> <p>第1 避難所の指定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	
1章 13節 第7 57頁	<p>第7 緊急避難場所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、緊急避難場所を近隣市町に設け <u>広域避難・広域一次避難</u> に配慮する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	1章 13節 第7 57頁	<p>第7 緊急避難場所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、緊急避難場所を近隣市町に設け _____ 広域一次避難に配慮する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	
1章 13節 57頁	<p>第8 広域避難・広域一時滞在の体制の整備</p> <p><u>(1) 市（くらし安心部）は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めることとする。</u></p>	1章 13節 57頁	(新設)	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 13節 57頁	<p><u>(2) 市（くらし安心部）は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞中に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</u></p>	1章 13節 57頁	(新設)	
1章 13節 57頁	<p>第9 福祉避難所の整備</p> <p><u>(1) 市（くらし安心部・福祉部）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の災害時要援護者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市（くらし安心部・福祉部）は、福祉避難所として災害時要援護者を滞在させることが想定される施設にあっては、災害時要援護者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において災害時要援護者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として災害時要援護者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><u>(3) 市（くらし安心部・福祉部）は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市（くらし安心部・福祉部）は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき災害時要援護者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、災害時要援護者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	1章 13節 57頁	(新設)	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 13節 57頁	<p>第10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p><u>(1) 市（くらし安心部）は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</u></p> <p><u>また、市（くらし安心部）は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</u></p> <p><u>(2) 市（くらし安心部）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月作成）の主な内容）</u></p> <p><u>① フェーズ0 事前準備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 感染対策を考慮した収容人員の確認</u> <u>・ 十分な避難所数の確保</u> <u>・ 体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保</u> <u>・ 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備</u> <u>・ 適切な避難所運営を行うための体制の構築</u> <u>・ 住民への事前周知</u> <p><u>② フェーズ1 避難</u></p>	1章 13節 57頁	(新設)	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 13節 57頁	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>適切な避難先の提示</u> ・ <u>避難情報発令時の留意事項</u> ③ <u>フェーズ2避難所開設・受入れ・運営</u> ・ <u>避難所の開設</u> ・ <u>避難所の受入れ</u> ・ <u>避難所運営</u> ④ <u>フェーズ3避難所解消</u> 等 	1章 13節 57頁	(新設)	
1章 15節 第2 1 60頁	<p>第15節 災害時要援護者支援対策の強化</p> <p>第2 災害時要援護者の避難支援体制の確立</p> <p>1 支援の対象となる災害時要援護者</p> <p>「災害時要援護者」とは次の者をいう。<u>なお、本計画の「災害時要援護者」は、災害対策基本法第8条第2項15号で定義する「要配慮者」と同義である。</u></p>	1章 15節 第2 1 60頁	<p>第15節 災害時要援護者支援対策の強化</p> <p>第2 災害時要援護者の避難支援体制の確立</p> <p>1 支援の対象となる災害時要援護者</p> <p>「災害時要援護者」とは次の者をいう。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 15節 第2 3 61頁	<p>3 災害時要援護者の日常的把握 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備</u></p> <p><u>市(福祉部)は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要援護者名簿をもとに、優先度の高い者(要介護3以上、障害1・2級、ハザードマップ上の災害リスクエリアに居住等)から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、要援護者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市(福祉部)は、個別避難計画が作成されていない災害時要援護者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。</u></p>	1章 15節 第2 3 61頁	<p>3 災害時要援護者の日常的把握 (1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 17節 第2 1 66頁	<p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>市（くらし安心部）、社会福祉協議会は、主として次の活動について<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等</u>の協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。</p> <p>(1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達</p> <p>(2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動</p> <p>(3) 救援物資、資機材の配分、輸送</p> <p>(4) 軽易な応急・復旧作業</p> <p>(5) 災害ボランティアの受入事務</p> <p>さらに、日本赤十字社その他の<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等</u>との意見交換や研修の場を持つよう努める。</p> <p>また、災害ボランティアの受入れについて、平常時から自主防災会等住民との円滑な関係づくりに努める。</p>	1章 17節 第2 1 66頁	<p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>市（くらし安心部）、社会福祉協議会は、主として次の活動について<u>ボランティアやNPO・NGO等</u>の協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。</p> <p>(1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達</p> <p>(2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動</p> <p>(3) 救援物資、資機材の配分、輸送</p> <p>(4) 軽易な応急・復旧作業</p> <p>(5) 災害ボランティアの受入事務</p> <p>さらに、日本赤十字社その他の<u>ボランティア団体やNPO・NGO</u>との意見交換や研修の場を持つよう努める。</p> <p>また、災害ボランティアの受入れについて、平常時から自主防災会等住民との円滑な関係づくりに努める。</p>	
1章 17節 第3 1 66頁	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>市（くらし安心部、福祉部）及び社会福祉協議会は、県と協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、日本赤十字社その他の<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等</u>と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、必要資機材の整備その他の環境整備に努める。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</p> <p><u>感染症の拡大が懸念される状況下では、市（くらし安心部）及び社会福祉協議会は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。</u></p>	1章 17節 第3 1 66頁	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>市（くらし安心部、福祉部）及び社会福祉協議会は、県と協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、日本赤十字社その他の<u>ボランティア団体</u>と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、必要資機材の整備その他の環境整備に努める。</p> <p>2 （略） （新設）</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 18節 第3 68頁	<p>第18節 水害対策の充実 第3 浸水想定区域における避難確保措置</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 <u>要配慮者利用施設</u>一覧に記載）の所有者又は管理者は_____、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>計画に基づく避難誘導等の訓練を実施する。</u>避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示する。</p> <p><u>また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市（福祉部、くらし安心部）は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p>	1章 18節 第3 68頁	<p>第18節 水害対策の充実 第3 浸水想定区域における避難確保措置</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 <u>災害時要援護者施設</u>一覧に記載）の所有者又は管理者は、<u>関係機関の協力を得て</u>、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし</u>、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
1章 19節 第3 70頁	<p>第19節 土砂災害対策の充実 第3 土砂災害警戒区域における避難確保措置</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 <u>要配慮者利用施設</u>一覧に記載）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示することとする。</p> <p><u>また、市（福祉部、くらし安心部）は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p>	1章 19節 第3 70頁	<p>第19節 土砂災害対策の充実 第3 土砂災害警戒区域における避難確保措置</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 <u>災害時要援護者施設</u>一覧に記載）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示することとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 71頁	<p><u>第20節 重要施設の防災対策</u></p> <p><u>第1 趣旨</u></p> <p><u>市（くらし安心部、都市経営部、各部、西脇病院）の重要施設における防災対策について定める。</u></p> <p><u>第2 内容</u></p> <p><u>1 重要施設の登録</u></p> <p><u>市（くらし安心部、都市経営部、各部、西脇病院）は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録することとする。</u></p> <p><u>重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めることとする。</u></p> <p><u>作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有することとする。</u></p> <p><u>2 平時の取り組み</u></p> <p><u>重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うこととする。</u></p> <p><u>また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めることとする。</u></p>	1章 71頁	(新設)	

頁	修正後	頁	現 行	備考
2章 1節 第2 1 72頁 1節 第2 2 72頁	第2章 市民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第2 市民に対する防災知識の普及 1 普及方法 (1)～(3) (略) (4) テレビ、ラジオ、 <u>ひょうご防災ネット</u> (5)～(7) (略) <u>(8) ひょうご防災特別推進員の派遣等による普及</u> 2 普及内容 (1)～(2) (略) (3) 災害に対する日頃の心得 ①～⑤ (略) <u>⑥ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性</u> <u>⑦ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミングや安全な避難路、指定緊急避難場所及び安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと。）</u> <u>⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分）</u> <u>⑨ 非常持ち出し品の確認（貴重品、防災行政無線戸別受信機、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）</u> <u>⑩ 自主防災会の結成</u> <u>⑪ 災害時要援護者及び外国人への配慮</u> <u>⑫ ボランティア活動への参加等</u> <u>⑬ 自動車へのこまめな満タン給油</u>	2章 1節 第2 1 72頁 1節 第2 2 72頁	第2章 市民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第2 市民に対する防災知識の普及 1 普及方法 (1)～(3) (略) (4) テレビ、ラジオ _____ (5)～(7) (略) <u>(新設)</u> 2 普及内容 (1)～(2) (略) (3) 災害に対する日頃の心得 ①～⑤ (略) <u>⑥ 避難の方法</u> _____ <u>⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分）</u> <u>⑧ 非常持ち出し品の確認（貴重品、防災行政無線戸別受信機、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）</u> <u>⑨ 自主防災会の結成</u> <u>⑩ 災害時要援護者及び外国人への配慮</u> <u>⑪ ボランティア活動への参加等</u> _____	

頁	修正後	頁	現 行	備考
2章 1節 第2 2 73頁	<p>(4) 災害発生時の心得 ①～⑦ (略) ⑧ <u>親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討</u> ⑨ <u>避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底</u> ⑩ 自主防災会の活動 ⑪ <u>諸条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時に取るべき行動</u> ⑫ 緊急地震速報を見聞きしたときに取るべき行動 ⑬ <u>生活再建に必要な行動(被災家屋の撮影等)</u></p>	2章 1節 第2 2 73頁	<p>(4) 災害発生時の心得 ①～⑦ (略) _____ _____ _____ ⑧ 自主防災会の活動 ⑨ _____ ⑩ 緊急地震速報を見聞きしたときに取るべき行動 _____</p>	
2章 1節 第6 74頁	<p>第6 学校における防災教育 (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、次の事項について児童・生徒に対する<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災・減災教育を推進する。</p>	2章 1節 第6 74頁	<p>第6 学校における防災教育 (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、次の事項について児童・生徒に対する _____ 防災・減災教育を推進する。</p>	
3章 2節 第1 84頁	<p>第3章 地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 市街地の防災対策 1～2 (略) 3 空家の確認 <u>市(建設水道部)は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p>	3章 2節 第1 84頁	<p>第3章 地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 市街地の防災対策 1～2 (略) (新設)</p>	
3章 4節 第1 87頁	<p>第4節 建築物等の耐震性の確保 第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 市(建設水道部)は、計画的に耐震改修を進めるため、<u>平成28年3月改定の県耐震改修促進計画</u>との整合性を確保しつつ、耐震改修促進計画を作成し、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。</p>	3章 4節 第1 87頁	<p>第4節 建築物等の耐震性の確保 第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 市(建設水道部)は、計画的に耐震改修を進めるため、<u>県が定める耐震改修促進計画</u>との整合性を確保しつつ、耐震改修促進計画を作成し、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考												
3章 4節 第3 89頁	<p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第3 宅地造成等の規制</p> <p>市（建設水道部）は、必要に応じ、県、消防本部と協力して、梅雨期及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を<u>指導</u>するなど必要な措置を行う。</p> <p>(1) 防災措置についての文書による<u>指導</u></p> <p>(2) 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告</p> <p>(3) 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく<u>工事の停止、宅地の使用禁止及び必要措置の命令</u></p> <p>(4) 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令</p>	3章 4節 第3 89頁	<p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第3 宅地造成等の規制</p> <p>市（建設水道部）は、必要に応じ、県、消防本部と協力して、梅雨期及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を<u>指示</u>するなど必要な措置を行う。</p> <p>(1) 防災措置についての文書による<u>指示</u></p> <p>(2) 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告</p> <p>(3) 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく<u>工事の停止及び宅地の使用禁止命令</u></p> <p>(4) 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令</p>													
3章 4節 第4 89頁	<p>第4 災害危険区域対策の実施</p> <p>市（建設水道部）は、災害の危険性が著しい地区について、必要に応じて建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を県と協議する。</p> <p>また、災害危険区域内にある危険住宅の除却<u>又は</u>移転を行う者に補助を行う。</p>	3章 4節 第4 89頁	<p>第4 災害危険区域対策の実施</p> <p>市（建設水道部）は、災害の危険性が著しい地区について、必要に応じて建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を県と協議する。</p> <p>また、災害危険区域内にある危険住宅の除却<u>及び</u>移転を行う者に補助を行う。</p>													
3章 7節 第1 92頁	<p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">市</td> <td>産業活力再生部、建設水道部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当 関係機関</td> <td>関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係団体</td> <td>伊丹産業株式会社、保安センター東播有限会社</td> </tr> </table> <p>第1 電力施設の整備等（関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>）</p>	市	産業活力再生部、建設水道部	担当 関係機関	関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会	関係団体	伊丹産業株式会社、保安センター東播有限会社	3章 7節 第1 92頁	<p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">市</td> <td>産業活力再生部、建設水道部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当 関係機関</td> <td>関西電力株式会社、<u> </u>、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係団体</td> <td>伊丹産業株式会社、保安センター東播有限会社</td> </tr> </table> <p>第1 電力施設の整備等（関西電力株式会社<u> </u>）</p>	市	産業活力再生部、建設水道部	担当 関係機関	関西電力株式会社、 <u> </u> 、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会	関係団体	伊丹産業株式会社、保安センター東播有限会社	
市	産業活力再生部、建設水道部															
担当 関係機関	関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会															
関係団体	伊丹産業株式会社、保安センター東播有限会社															
市	産業活力再生部、建設水道部															
担当 関係機関	関西電力株式会社、 <u> </u> 、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会															
関係団体	伊丹産業株式会社、保安センター東播有限会社															

頁	修正後	頁	現 行	備 考
3章 7節 第4 96頁	第4 通信施設の整備等（西日本電信電話株式会社 兵庫支店） 3 防災訓練の実施 ① 演習の種類 ア 災害対策情報伝達演習 イ 災害 対策 演習	3章 7節 第4 96頁	第4 通信施設の整備等（西日本電信電話株式会社 兵庫支店） <hr/> ① 演習の種類 ア 災害対策情報伝達演習 イ 災害 復旧 演習	

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

頁	修正後	頁	現 行	備 考

